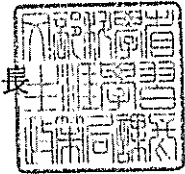


29 高学留第 45 号  
平成 30 年 2 月 16 日

各国公私立大学就職支援担当課長  
各公私立短期大学就職支援担当課長  
各国公私立高等専門学校就職支援担当課長  
各都道府県教育委員会高等学校等主管課長  
各指定都市教育委員会高等学校等主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各都道府県専修学校各種学校主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長

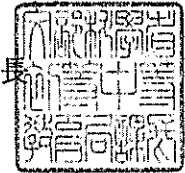
殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長



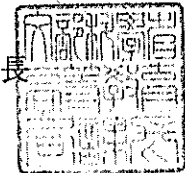
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長



(印影印刷)

#### 新規学校卒業予定者等への就職支援の一層の強化について（依頼）

この度、文部科学省と厚生労働省が共同で実施した調査結果によれば、今春卒業予定の大学生の就職内定率（平成29年12月1日現在）は、対前年比1.0ポイント増の86.0%、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含めた全体では、0.9ポイント増の83.9%となっております。

また、文部科学省が実施した調査結果によれば、高校生の就職内定率（平成29年12月末現在）は0.6ポイント増の91.5%と、前年同期を上回っております。

このことから新規学校卒業予定者等の就職環境は改善していると考えられますが、いまだ就職が決まらない学生・生徒も多数おります。

このため、引き続き、就職を希望する学生・生徒が卒業までに一人でも多く就職できるように支援することが重要です。

厚生労働省においては、別紙のとおり各都道府県労働局職業安定部長に対し、未内定就活生及び未就職卒業生に対する支援について、各労働局の実情に応じてきめ細やかな取組を継続して実施するよう指示しているところです。

については、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）におかれても、引き続き、下記の点に御留意の上、積極的に新卒応援ハローワーク等の関係機関と連携しつつ、新規学校卒業予定者等の就職支援の一層の充実をお願いします。

また、各都道府県及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、これらの支援策も積極的に活用いただき、今後とも、各都道府県労働局等との情報共有・連携を図り、新規高等学校等卒業予定者の就職支援の取組の一層の充実をお願いします。

さらに、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課におかれては管内の公立高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄する私立高等学校等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属高等学校等に対して、各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校各種学校主管課におかれては所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、各国立大学におかれては管下の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

## 記

1. 各大学等において未内定及び進路未決定の学生・生徒を把握するよう努め、学生・生徒に対し「新卒応援ハローワーク」等での支援も活用するよう積極的に周知していただきたいこと。（※）
2. 各大学等において把握した未内定者等の情報を、個人情報の取扱いに留意しつつ、可能な限り、最寄りの「新卒応援ハローワーク」等に情報提供いただきたいこと。
3. 各労働局において開催される就職面接会を積極的に活用いただきたいこと。
4. 「新卒応援ハローワーク」においては、大学等に「ジョブサポーター」を出張させ、大学等の要望に応じて学生・生徒への就職相談等を実施しているので、積極的に活用いただきたいこと。
5. 新規高等学校卒業予定者については、今後、ハローワークにおいて、高等学校等と連携し、未内定段階から未就職卒業までの支援を切れ目なく行うこととしている。各高等学校等においては、ハローワークとの連携を一層深めていただきたいこと。（具体的な支援内容については、別紙厚生労働省通知（1）～（5）を参照すること。）

以上

※未就職卒業生のうち、働くことに様々な課題を抱える若者に対しては、支援機関として、コミュニケーション訓練等による各種支援を行う「地域若者サポートステーション」がありますので、適切な支援が行われるよう配慮願います。

<本件担当>文部科学省 代表03-5253-4111

**【専修学校、各種学校】**

生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

(内線2939)

**【高等学校】**

初等中等教育局児童生徒課

キャリア教育・進路指導担当

(内線4728)

**【大学、短期大学及び高等専門学校】**

高等教育局学生・留学生課就職指導係

(内線2519)

職首発 0129 第 2 号  
開若発 0129 第 1 号  
平成 30 年 1 月 29 日

都道府県労働局  
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官  
厚生労働省参事官  
(若年者・キャリア形成支援担当)

### 未内定就活生及び未就職卒業生への支援について

日頃より若年者雇用対策に御尽力いただき、感謝申し上げます。

未内定就活生及び未就職卒業生への支援については、「未内定就活生及び未就職卒業生への支援に係る今後の対応について」（平成 28 年 12 月 26 日付け職派若発 1226 第 1 号）により、取り組んで頂いているところです。

平成 30 年 3 月卒業予定者の就職内定状況を見ると、新規高等学校卒業予定者（以下「高卒者等」という。）の平成 29 年 11 月末時点のハローワーク求人に係る就職内定率は 88.1%（前年同期比 1.1 ポイント改善）、新規大学卒業予定者（以下「大卒者等」という。）の平成 29 年 12 月 1 日現在の就職内定率は 86.0%（前年同期比 1.0 ポイント改善）となっており、いずれも堅調に推移しているところですが、現在も就職活動を続ける高卒者等及び大卒者等が一定程度見られるところであり、これらの者が就職をあきらめて労働市場から撤退してしまう、または、安易にキャリアアップが困難と見込まれる働き方を選択することがないように、未内定就活生等を学校等との連携の下で把握の上、就職をあきらめさせないための支援を引き続き推進していく必要があります。

また、卒業以降も就職機会が得られなかった者についても、あきらめずに就職活動を続けられるよう継続して支援を行っていく必要があります。

このため、引き続き、就職を希望する高卒者等及び大卒者等が卒業までに 1 人でも多く就職できるよう、また、卒業後も 1 日でも早く就職が実現できるよう、未内定就活生及び未就職卒業生に対する支援について、きめ細かな取組を継続して実施していただきますようお願いいたします。

その際には、新規学卒者職業紹介業務取扱要領に基づき未内定・未就職支援の実施に取り組んで頂くよう、引き続き適切な対応をお願いします。

また、特に高卒者等については、未就職のまま卒業した場合、不安定な働き方の選

択や、フリーター等になることにつながる可能性が高いものと考えられるため、今後は、以下の（１）から（５）のとおり、公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、高校等との連携により、未内定者のうち卒業までに就職が見込めないと考えられる生徒（以下「要支援対象者」という。）の早期把握に努め、学校等による支援に加えて安定所における支援も行うことにより、未内定段階から未就職卒業までの支援を切れ目なく行うこととします。

- （１）高卒者等の就職活動が概ね終了するタイミングを捕らえ、安定所は管内各高校等への訪問を行い、各高校等の進路指導担当とのヒアリング等を通じて要支援対象者を把握すること。
- （２）要支援対象者の把握に際しては、これまでの相談状況、応募状況等を高校等から聴取すること。また、聴取の際は、安定所の支援内容を既存リーフレット等により対象者に説明し、支援内容に係る対象者の理解を深め、円滑な情報把握に努めること。
- （３）（１）により把握した要支援対象者に対しては、在学中にあつては、高校等の進路指導支援に加え、原則として安定所でも求職登録を行い、高校等の進路指導と協同して、職業相談、適性検査、未充足求人紹介等、安定所の支援も行うこと。なお、協同して支援を行うにあたっては、複数応募等、要支援対象者の応募に係る負担等にも十分考慮すること。なお、学校との連携により採否結果の共有に努めること。
- （４）上記取組にもかかわらず、卒業時点においても未内定である者に対しては、未就職卒業者が応募可能な高卒者等対象求人や一般求人を利用して職業紹介を行うほか、求職条件の緩和指導、個別求人開拓等個々の状況に応じた支援を行うこと。
- （５）これらの要支援対象者の把握状況、求職登録状況については、別紙様式にて毎年６月末までの実績を毎年７月２０日までに職業安定局首席職業指導官室あて、報告すること。

本内かんにより、平成 28 年 12 月 26 日付け職派若発 1226 第 1 号「未内定就活生及び未就職卒業生への支援に係る今後の対応について」は廃止します。

#### 【担当】

「（１）～（５）について」

厚生労働省職業安定局首席職業指導官室  
若年者就職援助係 大坪（内線 5281）

「その他について」

厚生労働省人材開発統括官付  
若年者・キャリア形成支援担当参事官室  
若年者就職援助係 重野、眞壁、高橋（内線 5337）

**高校未内定者のハローワーク接続実績**

(別紙)

労働局

①高校からの連絡による要支援対象者数 (6月末時点)	(人)
-------------------------------	-----

①のうち求職登録者数 (②)							
1月実績	1月末延 べ件数	2月実績	2月末延 べ件数	3月実績	3月末延 べ件数	6月実績	6月末延 べ件数
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

②のうち就職件数							
1月実績		2月実績		3月実績		4月～6月分実績	
HW紹介	高校紹介	HW紹介	高校紹介	HW紹介	高校紹介	HW紹介	高校紹介
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

※求職登録勸奨の結果、登録した件数を各月単位で記載すること。

※各月末の延べ件数は、前月の登録者数と各月の登録者数を足して計上すること。

例：2月求職登録者数・・・1月求職登録者数 + 2月求職登録者数

※就職者数は、各月における実績を記入すること。

※毎年度の状況を7月20日までに報告すること。

※提出は提出先メールアドレスに報告すること。

**【提出先】**

職業安定局首席職業指導官室

若年者就職援助係 (内線5281)

提出先アドレス [syokai@mhlw.go.jp](mailto:syokai@mhlw.go.jp)